

加入のご案内

組合員になる方(共済契約者)

- 愛知県内に事業場のある中小企業者の方です。法人の場合はその法人、個人事業所の場合はその事業主となります。
- 初めての契約の場合、
出資金1口 **1,000円**(1事業所につき)が必要です。

補償の対象となる方(被共済者)

経営者医療共済

- 法人の場合は、役員の方
- 個人事業所の場合は、事業主と専従者の方

弔慰金共済

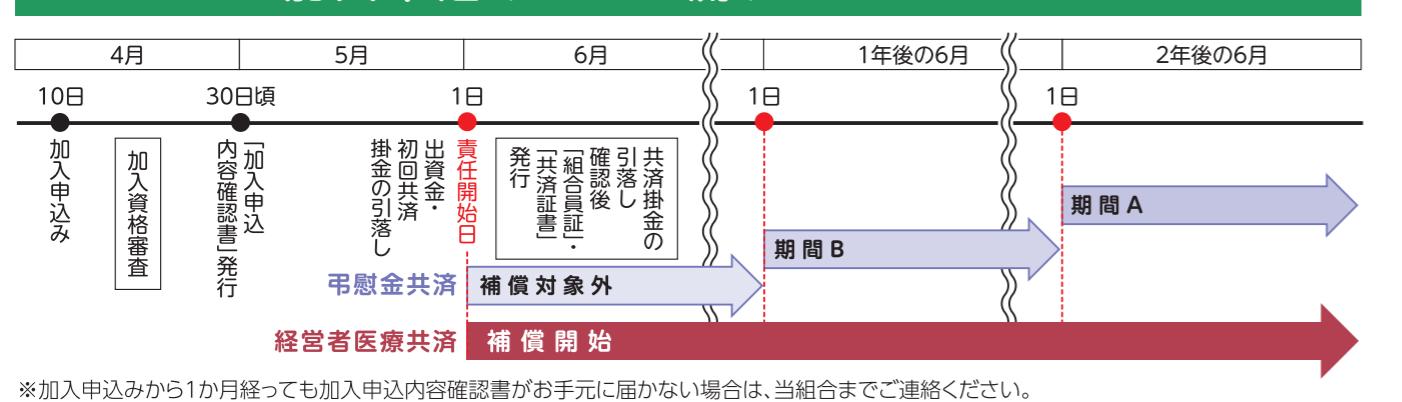
- 法人の場合は、役員と従業員の方
- 個人事業所の場合は、事業主、従業員、専従者および事業主と生計を一にする親族の方

指定口座と共済掛金の振替について

- 指定口座は、共済契約者名義の口座をご指定ください。
- 振替日は、毎月1日(この日が口座振替取扱金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)です。
- 初回は出資金1,000円と2か月分の共済掛金を指定口座から振替いたします。

加入申込みからの流れ

4/10に加入申込みされた場合



会社の福利厚生や
健康管理に
お役立てください！

共済付帯サービス

1 健康診断受診助成

生活習慣病予防健診 **5,000円**の助成
定期健康診断 **1,500円**の助成



- 提携医療機関にてご利用いただけます。
- 生活習慣病予防健診と定期健康診断は一事業年度どちらか1回の助成となります。

2 宿泊施設利用助成

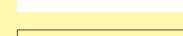
お一人 **3,000円**の助成



- 提携宿泊施設および提携旅行会社等が取り扱う宿泊施設を利用した一泊以上の旅行を助成します。

3 観劇利用助成

お一人 **3,000円**の助成
御園座での観劇をお楽しみいただけます。

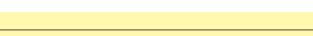


4 労働安全講習受講助成

お一人 **3,000円**の助成

5 技能検定養成等助成

お一人 **3,000円**の助成



◎助成金額はそれぞれ最高限度額です。 ◎出資金・初回の共済掛金の口座振替日以降にご利用いただけます。
◎利用方法の詳細については、中小企業共済ホームページ <https://www.ack-kyosai.or.jp> をご確認ください。

弔慰金共済には共済付帯サービスはございません。

中小企業・小規模企業者のみなさまに お届けしたい安心があります。



経営者だからこそ、備えてほしい。

経営者医療共済 弔慰金共済

中小企業共済

愛知県中小企業共済協同組合は、愛知県内の中小企業の経営者およびその従業員のみなさまへ、ケガや病気などの「もしものとき」に対し、「相互扶助の精神」に基づいて一定の補償を行う、営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。
「中小企業共済」とお呼びください。あいちで生まれ、あいちで育った、愛知の中小企業共済です。

経営者医療共済

1年契約
自動更新型

- ▶加入できる方 法人の場合は、役員の方
個人事業所の場合は、事業主と専従者の方で
満15歳以上満70歳未満の方
(最高満80歳の契約終了日まで継続可)
- ▶共済掛金 月掛 **7,700円** (被共済者1人につき)
- ▶責任開始日 申込日の翌々月の1日午前0時から発効します。

セットプランが
おすすめです!!
もちろん、それぞれでも
ご加入できます。

POINT! 入院1日**20,000円**を1日目から補償

補償内容	
ケガ・病気による ケガによる	入院
	手術
	先進医療
	ギプス固定見舞 ^{※1}
	死亡

経営者医療共済
共済掛金月掛 7,700円
20,000円×入院日数 [1回の入院につき、入院開始日より60日を限度]
15万円 [診療報酬点数30,000点以上の場合] 10万円 [診療報酬点数15,000点以上30,000点未満の場合] 5万円 [診療報酬点数1,400点以上15,000点未満の場合]
一律 15万円 [共済期間内1回を限度]
10万円 [共済期間内1回を限度] ギプスによる手足等の固定状態が入院期間を除き連続15日以上続いた場合
1,000万円

※1 自己による着脱ができる器具(シーネ、シャーレ等)による固定は対象となりません。

〈経営者医療共済のご注意〉

- 入院は実日数のお支払いとなります。
- 共済期間内に発生した病気であっても、責任開始日前に発生したケガまたは病気と医学的に関連があるものの治療を目的とした入院、手術および先進医療は補償対象となりません。ただし、責任開始日から2年を経過した後の入院、手術および先進医療を除きます。
- 先進医療とは、治療を直接の目的として、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所での、厚生労働大臣が定める先進医療技術によるものをいい、療養を開始した日時点での定めによります。
- 手術の診療報酬点数とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表、または歯科診療報酬点数表に「手術料」として一つの手術名に対して算定されている点数です。診療報酬点数の「手術料」に加算される「輸血料」、「手術医療機器等加算」、「薬剤料処置料」、「特定保険医療材料料」などの点数は含みません。
- ケガとは急激かつ偶然の外来による事故で身体に被った傷害をいい、繰り返し・積み重ねによるものは対象となりません。
- ケガとして取り扱わない主な事故等
 - ◆病気の発症等による軽微な外因…病気または体質的な要因を有する者が、軽微な外因により発症(発生)し、またその症状が増悪した場合
 - ◆持病による障害等をもつ者の窒息等…病気による呼吸障害、嚥下(えんげ)障害または神經障害状態の者が、食物その他の物体等の吸引または嚥下による気道閉鎖・窒息状態になった場合
 - ◆浴槽内での溺死・溺水または浴槽への転落による溺死・溺水による事故等
 - ◆有害物質による中毒等…洗剤・油脂・グリース・溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎、細菌性食中毒およびその他食飴性・中毒性胃腸炎・大腸炎等、薬物接触によるアレルギー等

弔慰金共済

1年契約
自動更新型

- ▶加入できる方 法人の場合は、役員と従業員の方、個人事業所の場合は、事業主、従業員、専従者および事業主と生計を一にする親族の方で
満15歳以上満70歳未満の方
(最高満80歳の契約終了日まで継続可)
- ▶共済掛金 月掛 **800円** (被共済者1人につき)
- ▶責任開始日 申込日の翌々月の1日午前0時から発効します。

POINT! 経営者医療共済に**プラスすればさらに充実の補償**

補償内容	
ケガ・病気による死亡	責任開始日より 2年経過後 (期間A)
	責任開始日より 1年経過後2年以内 (期間B)
	責任開始日より 1年以内

弔慰金共済		
共済掛金月掛 800円		
死亡日の年齢		
満15歳～満49歳	満50歳～満64歳	満65歳～満80歳
200万円	50万円	15万円
20万円	10万円	補償対象外
補償対象外	補償対象外	補償対象外

たとえばこんなときに!

経営者医療共済の場合

CASE.1



経営者が入院して長期休業となれば生活費のほか、入院・手術代などの思いがけない負担が心配ですが…

ケガ も **病気** も
入院1日**20,000円**の補償
があり、1回の入院で**最長60日、120万円**まで補償されるので
万が一の時も安心です。

CASE.2



入院 1日**20,000円**の
補償があれば、個室代などの
自己負担分もカバーできます!



CASE.3



先進医療の技術料は全額自己負担となるので、医療費が高額となります…

先進医療 を受けると
一律15万円の補償があり、
入院1日**20,000円**の補償と
合わせれば、安心して治療に
専念できます。

重要事項説明

共済金をお支払いできない主な場合

〈経営者医療共済・弔慰金共済共通〉

- 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失による場合
- 被共済者の犯罪行為または闘争行為による場合
- 被共済者の薬物依存を原因とする場合
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による場合
- 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による場合
- 被共済者が道路交通法等の法令の重大な違反となる運転をしている間に生じた事故による場合
- 被共済者が、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該車両に同乗している間に生じた事故による場合
- 被共済者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた場合
- 地震、噴火、津波その他の天災地変による場合
- 戦争、内乱、テロ、暴動その他の変乱による場合
- 核燃料物質関係の特性に起因する場合
- 共済掛金が未納の場合
- 当組合の事業の利用につき不正行為のあった場合
- 給付事由の発生から3年以内に共済金の請求に必要な書類の提出がなかった場合
- 事実の照会について正当な理由なく回答せず、調査の同意を拒んだ場合

〈経営者医療共済〉

- 被共済者の故意または重大な過失による場合
- 被共済者の自殺
- 被共済者の精神障害を原因とする場合
- 被共済者の泥酔の状態を原因とする場合
- 被共済者の脳・心疾患、その他の病気または心神喪失を原因とする事故による傷害死亡
- 日本国外の病院・診療所で治療した場合
- 介護保険法に定める介護サービスの利用による場合
- 日本国外で生じた傷害死亡
- 先進医療共済金の請求において、療養を開始した日時点で厚生労働大臣が定める先進医療技術に該当しない場合
- 共済期間内に発生した病気であっても、責任開始日前に発生したケガまたは病気と医学的に関連があるものの治療を目的とした入院、手術および先進医療は補償対象となりません。ただし、責任開始日から2年を経過した後の入院、手術および先進医療を除きます。
- 共済期間内に発生したケガの診療開始日から1年を経過後、そのケガを直接の原因とした死亡

〈弔慰金共済〉

- 責任開始日から2年以内の自殺
- 責任開始日から2年以内の、被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする場合

共済金のお支払いが制限される主な場合

〈経営者医療共済〉

- 同一の原因で複数の被共済者に発生した給付事由による共済金の総額が1億円を超える場合
- ケガによる死亡において、死亡原因となったケガにより既に支払った共済金がある場合
- 既往症、現症または既存障害がケガの発生の起因となった場合

〈弔慰金共済〉

- 同一の原因で複数の被共済者に発生した給付事由による共済金の総額が2,000万円を超える場合

医学的に 関連があるものの例

- ①肝炎から肝硬変、肝臓癌へと進行する疾病に代表される一連の経過をたどって発症するもの
- ②糖尿病による合併症に代表される基礎疾患があることにより発症するもの
- ③抗凝固薬の使用により出血が起こりやすくなることに代表される治療由来のもの

中小企業共済の相談・苦情窓口のご案内

当組合では、次の窓口において、ご相談や苦情をお受けします。

1 当組合お客様相談室

電話:0120-00-9967
受付時間:平日9:00から17:00まで
(土日祝日、年末年始を除く。)

2 当組合との間で解決できない場合は、愛知県弁護士会紛争解決センターへご相談いただくこともできます。同センターでは、あっせん・仲裁により、解決支援業務を行います。

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話:052-203-1777
住所:〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 愛知県弁護士会館2階
受付時間:平日10:00から16:00まで(土日祝日、年末年始を除く。)

重要事項説明は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項を説明したものです。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご理解いただいたうえでお申込みくださいますようお願い申し上げます。また、本説明はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、ホームページに掲載の約款またはご契約後にお送りする約款をご確認いただきますよう重ねてお願いいたします。

重要事項説明

契約概要

契約者について

契約者となるためには、当組合の組合員となることが必要(愛知県内に事業場のある中小企業者で出資金1,000円が必要)です。

共済期間について

経営者医療共済

一共済期間は1年とします。ただし、初年度においては、責任開始日に始まり、満1年を経過する日の属する月の翌月1日の午前0時をもって終了します。2年目以降は、更新により補償を約束する1年間とします。

弔慰金共済

一共済期間は1年とします。ただし、初年度においては、責任開始日に始まり、その後最初に到来する4月1日午前0時をもって終了します。2年目以降は、更新により補償を約束する1年間とします。

注意喚起情報

クーリングオフについて

契約申込者または契約者は、すでにお申込みされた共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回をすることができます。この場合、当該お申込みのすべてについて撤回してください。

お申込みにおける注意事項

お申込みの際、被共済者となる方の同意を得てご加入ください。また、この際の告知(健康状態)内容が事実と異なる場合、共済金のお支払いができない場合があります。なお、健康告知内容欄に該当する方はご加入できません。

共済契約の補償開始時期

経営者医療共済

補償開始は責任開始日(申込日の翌々月1日午前0時)からとします。

弔慰金共済

補償開始は、被共済者の死亡日の年齢が、満15歳から満64歳の場合は責任開始日より1年経過後となり、満65歳以上の場合は責任開始日より2年経過後となります。

※ただし、初回の共済掛金の引き落としができない場合には、この限りではありません。

共済金のお支払いの時期

共済金のお支払いに際し、請求書類による確認および特別な照会や調査の状況により、お支払いの時期が異なります。各状況に応じての支払時期は、約款に明示・規定されています。

共済金をお支払いできない場合・減額する場合

詳しくは「重要事項説明(共済金をお支払いできない主な場合)」・「重要事項説明(共済金のお支払いが制限される主な場合)」をご確認ください。

共済掛金の払込猶予期間

共済期間中に共済掛金の未納が3か月連続して生じた場合、共済契約の効力は、共済掛金の最初の未納月の翌月1日午前0時で失効します。

共済契約の更新について

共済期間終了日の1か月前までに、契約者から書面による解約のお申し出がない場合、共済契約は更新されます。ただし、補償状況などにより当組合が契約の更新を不適当と認めた場合を除きます。

共済掛け金の払込方法について

共済掛け金の払込みは、ご指定の口座振替取扱金融機関の預金口座から毎月1日(金融機関が休業日のときは翌営業日)に自動口座振替となります。なお、初回の口座振替は、各(月掛)共済掛け金の2か月分(初めての契約の場合は、出資金1,000円を加えて振替)とします。

割戻金・満期返戻金について

当組合の共済には、割戻金・満期返戻金はありません。

共済契約の終了と共済掛け金および共済金

1.中途解約の場合

共済契約者は、書面の提出により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。この場合の共済期間は、脱退の届け出が受理された月の末日をもって終了とし、終了日の属する月の翌月分以降の共済掛け金を払い戻します。

2.資格喪失等の自然終了の場合

被共済者が死亡・退職・退任等によって資格を失った場合、または共済期間終了日に共済契約の制限年齢(満80歳)に達している場合、その日をもって共済契約は終了し、その日の属する月の翌月以降に対応する共済掛け金を払い戻します。

3.共済契約を解除する場合

- 1 共済契約の締結時に故意または重大な過失により不実のことを告げた場合
- 2 共済金の請求にあたり不正行為があつた場合
- 3 共済契約者、被共済者または共済金受取人が反社会的勢力に該当すると認められた場合
- 4 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している等の場合
- 5 共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
- 6 1から(5)のいずれかに該当する事実がある場合、共済期間の途中であつても契約を解除することができます。この場合、解除理由に該当する共済金はお支払いしません。

4.共済契約を取り消す場合

共済契約者は、被共済者に詐欺または強迫行為があつた場合、共済契約を取り消すことがあります。この場合既に払い込まれた共済掛け金は払い戻しません。

登録内容の変更

事業所名・住所・代表者名・被共済者名等その他ご登録の内容に変更が生じた場合には、当該日から15日以内に書面をもってお届けください。

組合の運営について

当組合では、事業の状況につきましては組合員の皆様に公開し、健全な事業活動に努めます。なお、異常災害・事業運営の破綻等により損失金が生じた場合は、てん補のため共済金の減額または共済掛け金の追徴を行うことがあります。

愛知県中小企業共済協同組合

●本 部／〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38
愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階
TEL(052) 587-2223(代)

●三河支局／〒444-0860
岡崎市明大寺本町1-34 岡崎センタービル8階
TEL(0564) 22-0191(代)

詳しいお問い合わせ、
資料のご請求など
お気軽にお電話ください。
0120-00-9967
お客様相談室(受付時間)平日9:00～17:00

○詳しい情報はホームページからもご覧いただけます。

<https://www.ack-kyosai.or.jp>

